

令和3年2月26日

公益財団法人日本関税協会  
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部  
管理課長 宮下 敬子

クリームに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、令和2年度の初日から令和3年1月末日までの期間における関税暫定措置法別表第1の6の3の項に定める物品（以下「クリーム」といいます。）の輸入数量が、同法第7条の3第1項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和3年3月1日から令和3年3月31日までの期間に輸入されるクリームについて、下記のとおり、特別緊急関税が課されることとなりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

品目（関税暫定措置法別表第1の6の3の項に定める物品）	統計品目番号	関税率		
		発動前 （WTO協定税率） （a）	上乗せ分 （WTO税率の1/3） （b）	発動後 （a + b）
クリーム（脂肪分が全重量の6%を超え10%以下のもの）	0401.40-190	21.3%	7.1%	28.4%
クリーム（脂肪分が全重量の10%を超え45%以下のもの）	0401.50-119	+ 635円/kg	+ 211.67円/kg	+ 846.67円/kg
クリーム（脂肪分が全重量の45%を超えるもの）	0401.50-129	+ 1,199円/kg	+ 399.67円/kg	+ 1,598.67円/kg

（注）

関税割当てを受けて輸入される物品については関税暫定措置法第7条の3第2項第1号の規定により、また、特別緊急関税発動前に本邦に向けて送り出された物品については同項第6号の規定により、それぞれ特別緊急関税の課税対象外となります。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門  
（06-6576-3313）までお問い合わせください。